

# 日本ディスエイブル・パワーリフティング連盟規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は日本ディスエイブル・パワーリフティング連盟 (Japan Disabled Powerlifting Federation = JDPPF) と称する。

(公章)

第2条 本連盟の公章を次のように定める。



(目的)

第3条 本連盟は、ディスエイブルパワーリフティング競技愛好者相互の協力によって、パワーリフティング競技及びウェイトトレーニングの普及と発展を図り、公共の福祉に寄与することを目的とする。

第4条 本連盟は、日本におけるディスエイブルパワーリフティング競技に関する唯一の統括組織として(財)日本身体障害者スポーツ協会に加盟し、パワーリフティング競技の普及・発展に努める。

(事業)

第5条 本連盟は、前記の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 全国的な競技会の開催。
- (2) IPC (国際パラリンピック委員会) の主催する大会への選手・審判員及び役員派遣、協力。
- (3) 競技用器具の開発及び調達、保管。
- (4) 競技技術に関する研究。
- (5) 競技の指導者及び審判に従事する者の育成。
- (6) 競技に関する諸団体との交流及び情報交換。
- (7) その他目的を達成するために必要な事業。

(事務局)

第6条 本連盟は、理事会の議決を経て事務局長宅に事務局を置く。

## 第2章 理事会

(設置)

第7条 本連盟に理事会を置く。

(権限)

- 第 8 条 理事会は、本連盟の事業運営に関する事項を企画、決定する最高決議機関である。  
2. 下記の事項は理事会の決議を経なければならない。  
(1) 理事長等役員の選定。  
(2) 予算、事業計画及び資金計画。  
(3) 決算及び事業報告。  
(4) 支部協会の加盟。  
(5) 登録審判員の昇進推薦。  
(6) その他理事会が必要と認めた事項。

(組織)

- 第 9 条 理事会は理事 3 名以上をもって組織し、互選により理事長 1 名、副理事長 2 名以内を選任する。理事長は理事会を代表し総括する。また、理事会は必要に応じて相談役 1 名を選任することができる。

(任命)

- 第 10 条 本連盟の理事の任命にあたっては、下記のいずれかに該当すること。  
(1) ディスエイブル・パワーリフティングの発展に貢献する者で、在籍理事 2 名以上の推薦をもって理事会の過半数の賛成を得たる者。  
(2) 加盟支部協会の代表者。

(召集)

- 第 11 条 理事会議は理事長が召集する。  
2. 理事会議は原則として年 2 回以上開催する。但し、緊急を要する案件の審議など理事長が必要と認めた場合と在籍する理事の 2 分の 1 以上が開催を要求した場合は、理事会議を直ちに開催しなければならない。  
3. 理事会議は理事の 3 分の 2 以上が出席または委任状を提出して成立し、議事の決定は出席者の 2 分の 1 以上の賛成により成立する。賛否同数の時は議長がこれを決定する。  
4. 理事会議の召集は原則として文書により 20 日以上前に各理事あてに通知する。但し、緊急の場合はその限りではない。  
5. 理事は長期療養及び長期海外出張などやむをえない場合を除いて、年度内に開催される理事会議の 2 分の 1 以上に出席しなければならない。  
6. 欠席する理事は事前にその理由を理事長に連絡し且つ、議案に対する決議権を出席する他の理事に委任しなければならない。  
7. 議案提出権は全ての理事が平等に持ち、予め理事長に書面をもって申し出なければならない。議案を提出した理事は理事会議に於いて提案理由を説明しなければならない。

(登録)

- 第 12 条 本連盟の理事は次の事項により登録手続きを行うものとする。  
(1) 当該年度の 6 月末日まで遅滞なく理事登録費を納入する。但し、年度途中に理事に任命された者は、任命後 1 ヶ月以内に当該年度の理事登録費を納入する。  
(2) 現住所等の変更については、書面を持って遅滞なく事務局に報告する。

(任期)

- 第 13 条 理事の任期は 3 年とし、年度 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。再任を妨げない。

(登録抹消)

- 第 14 条 理事会は、下記の 1 つに該当する理事については登録を抹消しなければならない。  
(1) 理事登録費を正当な理由なく、納期から 6 ヶ月以上未納の場合。

(2) 理事としての職務を遂行せず、また本連盟事業の遂行に寄与しないと認められ、出席理事の3分の2以上の同意のある場合。

### 第3章 常任理事会

(設置)

第15条 本連盟に常任理事会を置く。

(権限)

第16条 常任理事会は、本連盟の事業運営において緊急を要する事項を審議することができる。この審議内容については、後日理事会の承認を得なければならない。

(組織)

第17条 常任理事会は理事長、副理事長、相談役、事務局長及び各常任委員会委員長をもって組織する。但し、理事会が必要と認めた場合は随時常任理事に追加することができる。

(召集)

第18条 常任理事会は理事長が召集し、常任理事の2分の1以上が出席して成立する。

(任期)

第19条 常任理事の任期は理事の任期と同一とする。

### 第4章 役員

(設置)

第20条 本連盟に役員として会長1名、副会長1名、必要に応じて顧問を若干名置くことが出来る。

(選任)

第21条 会長、副会長及び顧問の任期は3年とし、再任を妨げない。

(理事)

第22条 第2章に定める理事は本協会役員とする。

### 第5章 機関

(設置)

第23条 本連盟に機関として本部・事務局と次の常任委員会を置く。但し、常任委員会は理事会が必要と認めた場合に随時増設することが出来る。

- (1) 組織委員会。業務内容は(ア)組織拡大を図る。(イ)登録団体と選手を把握して選手名簿を管理する。
  - (2) 技術委員会。業務内容は(ア)登録審判員を把握して審判員名簿を管理する。(イ)ディスエイブル大会の記録を管理する。(ウ)競技技術に関する研究とその普及。
  - (3) 渉外委員会。業務内容は(ア)本連盟が主催及び主管する事業の開催場所などを交渉する。(イ)他団体との交渉にあたる。
2. 理事会が必要と認めた場合は随時臨時委員会を設置することができる。

(組織)

- 第 24 条 事務局に事務局長 1 名、必要に応じて事務局次長 1 名と会計 1 名を置くことが出来る。事務局長は本連盟を総務し、理事長が統括する。  
2. 各委員会に委員長各 1 名を置く。委員長は各委員会を総務し、理事長が統括する。

(任命・任期)

- 第 25 条 事務局長及び各委員長は、理事会の承認を得て理事長が任命する。任期は 3 年とし、再任は妨げない。

## 第 6 章 支部協会

(設置)

- 第 26 条 本連盟に都道府県ごとの支部協会を設置することが出来る。

(事業)

- 第 27 条 加盟支部協会は本連盟の目的を達成するために独自で事業を行うことが出来る。但し、競技会を開催する際には JDPF 技術委員会の承認を得ると同時に書面をもって遅滞なく本連盟の事務局に報告しなければならない。

(経理)

- 第 28 条 本連盟は加盟支部協会が開催する JDPF 公認の競技会に援助金を出すことが出来る。支部協会は年度会計の決算を理事会に報告しなければならない。

## 第 7 章 選手登録

(登録)

- 第 29 条 本連盟及び加盟支部協会が主催する競技会に出場する選手は、本連盟を通じて JDPF に選手登録の手続きを行うものとする。

- 第 30 条 本連盟は、日本国籍を持っている 14 歳以上のアマチュアの選手登録を認める。又、一年以上日本に在住する（米軍基地を含む） 14 歳以上の外国人の選手登録も認める。

(有効期間)

- 第 31 条 選手登録の有効期間は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 8 章 財務及び会計

(資金)

- 第 32 条 本連盟の事業運営に関しては次により資金を調達する。

- (1) 理事登録費
- (2) 選手登録費
- (3) 審判員登録費
- (4) 大会参加費
- (5) 各種講習会参加費
- (6) 賛助会員会費
- (7) その他

(理事登録費)

- 第 33 条 本連盟の理事登録費は年間 10,000 円とする。

(選手登録費)

- 第 34 条 本連盟の選手登録費は年間 2,000 円とする

(会計年度)

第35条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経理)

第36条 本連盟の経理は事務局長または会計が管理し、理事長が統括する。

第37条 理事会の要請があれば、理事長は隨時経理を公開しなければならない。

(監査)

第38条 本連盟は経理の適正を図るために監査委員2名を置く。

## 第9章 賞罰

(表彰)

第39条 下記に該当する個人及び団体は理事会の承認を受けて表彰することが出来る。

- (1) 本連盟の事業運営に関し顕著な功績の認められた場合。
- (2) 登録選手が世界的な競技会や全国的な競技会において優秀な成績を納めた場合。
- (3) その他理事会が必要と認めた場合。

(罰則)

第40条 登録理事及び登録選手が本連盟の名誉を著しく傷つけたと認められた場合は、理事会に於いて処分の内容を定め、出席者の3分の2以上が賛成した場合に決定する。

## 第10章 雜則

第41条 本連盟の運営に必要な諸規定については理事会の決議により定める。

第42条 本規約の改廃については理事会の決議を経なければならない。

## 付則

本規約は、平成11年6月5日より施行する。

平成15年8月23日、追加

日本ディスエイブル・パワーリフティング連盟は、競技、またはその運営に関して行った決定に対する不服申し立ては日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。